平成19年9月4日付鳥取県告示第748号(保安林の指定施業要件の変更予定について)中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

## 頁 4

- 行 下から20
- 誤 840、844、字竹ノ上工848の1、848の3、848の4、字迎谷856、861
- 正 840・844(以上2筆国有林)、字竹ノ上工848の1、848の3、848の4、字迎谷856・861(以上2筆国有林)

## 頁 4

- 行 下から17
- 誤 字赤谷奥982、987、988、993、994、998、999の1
- 正 字赤谷奥982(国有林)、987、988、993、994(国有林)、998、999の1(国有林)

## 頁 4

- 行 下から16
- 誤 字小宇津ノ小谷1046の1
- 正 字小宇津ノ小谷1046の1(国有林)

## 頁 4

- 行 下から15
- 誤 1051の1、1051の2、1052、字以後谷1055の1、1059、1060、1063、1064、1067から1074まで
- 正 1051の1・1051の2(以上2筆国有林)、1052、字以後谷1055の1、1059、1060、1063、1064・1067(以上2筆国有林)、1068から1074まで